

『速旅 ドライブ to あいち 2020』利用規約

＜発着付き周遊エリア内乗り放題コース用＞

（通則）

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下「高速定額利用」といいます。）と別表1に定める愛知県の観光施設等で利用できるお買い物券（2,000円分または5,000円分）（以下「お買い物券」といいます。）の購入が一体となったプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

（本規約以外の適用）

第2条 本規約に定める条項のほか、当社及び株式会社 JTB コミュニケーションデザインが定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

（定義）

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

（対象車種）

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

（実施期間等）

第5条 本プランの実施期間は、2020年7月1日から2020年12月25日までの期間とします。この期間のうちお申し込み時に登録を行う利用開始日から別表3に定める高速定額利用期間（コース毎に別表3に定める期間において利用開始日の0時から最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日にお申し込みの場合には、お申し込み手続きが完了した時点から最終日の24時まで。以下同じ。）を本プランの利用可能期間（以下「利用可能期間」といいます。）とします。ただし、次の各号に定める期間はお申し込みできません。

- 一 お盆交通混雑期（詳細が決まり次第、NEXCO中日本公式Webサイトにてお知らせします。）
- 二 当社が別途指定した日（詳細が決まり次第、NEXCO中日本公式Webサイトにてお知らせします。）
- 2 往路通行（第9条第1項第1号に定める「往路通行」をいいます。）に係る通行日の判定は、周遊エリア（第9条第1項第1号に定める「周遊エリア」をいいます。）内の出口インターチェンジの通過日時をもって行い、復路通行（同項第3号に定める「復路通行」をいいます。）に係る通行日の判定は、周遊

エリア内の入口インターチェンジの通行日時をもって行います。

（申込方法等）

第6条 本プランへのお申し込みは、本規約に定める事項に承諾のうえ、当社インターネットホームページから本プランの利用可能期間中における最初の出口インターチェンジを通過する時までに当社公式WEBサイトから行ってください。なお、申込時に「速旅」へのWeb会員登録が必要となります。（既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。）

2 お買い物券料金は当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用はETCカードによる決済となります。

3 本プランのお申込みが完了したとき、当社は、お申込み時に登録されたメールアドレスに受付番号、プラン名、施設利用日等を記載した申込確認書をメールにて通知します。この場合、メールの受信状況を問わず、当該メールの送信をもって申込確認書が通知されたものとみなします。

4 申込確認書のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除などした場合は、速旅会員専用マイページ（<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>）から申込確認書をご確認ください。

5 当社とお客さまとの売買契約は、本プランのお申込みが完了した時点で成立します。

6 第16条第1項、同第3項第一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。

7 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一のお申込みはできません。同一のお申込みを行った場合は、第16条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しないドライブプランが適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。

8 申込確認書の通知をもって、お申込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。

9 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申込みいただけません。

（受付内容の変更）

第7条 申込確認書の通知が完了した後は、お申し込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づきお申し込みを行ってください。

（お買い物券の利用方法）

第8条 申込者はお買い物券引換日に別表2に定めるいずれかの引換施設にてスマホ・タブレット画面に表示した申込確認書をご提示いただき、スタッフの指示に従って引換番号を入力し、画面認証を行ってください。スタッフが画面認証を確認しましたら、お買い物券を引換えすることができます。

2 本プランのご利用には、スマホ・タブレットでの画面認証が必要となります。申込確認書の提示のみではお買い物券を引換えることはできません。

3 お買い物券は、愛知県の観光施設等でご利用できる2,000円分（500円券×4枚）または5,000円分（500円券×10枚）のお買い物券で、ご利用できる観光施設等及び特典については別表1のとおりです。

4 お買い物券の返金、換金、譲渡はできません。また購入時のおつりはできません。

5 お買い物券の有効期間は2021年2月28日までとなり、有効期限を超えたお買い物券は返金やご利用はできません。

（高速定額利用の利用可能な区間）

第9条 高速定額利用の対象となる通行は、利用日において、第一号、第二号、第三号の順、第一号、第二号の順若しくは第一号、第三号の順の通行又は第一号のみに該当する通行とします。

- 一 発着エリア（別表4に定める対象インターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、周遊エリア（別表5に定める区間名内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「往路通行」といいます。）。
- 二 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）。
- 三 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、往路通行と同一の発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「復路通行」といいます。）。

2 往路通行終了後に、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア外のいずれかのインターチェンジで流出する通行（復路通行に該当する通行は除きます。）、又は周遊エリア外のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は流入をした周遊エリア外のインターチェンジとの間の通常料金（時間帯割引が適用される場合、時間帯割引適用後の料金をいいます。以下同じです。）（以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、周遊エリア外のインターチェンジで流入し、かつ、流出した場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。

3 往路通行又は復路通行において、高速道路の通行止めに伴いやむを得ず発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出及び再流入をした場合を除き、同エリアで一旦流出及び再流入した場合には、次の各号に定めるとおり取扱います。

- 一 往路通行の場合 当初流入したインターチェンジから一旦流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。なお、発着エリアで一旦流出後同エリアから再流入しない場合には、その後の通行は一切高速定額利用の対象となりません。
- 二 復路通行の場合 再流入したインターチェンジからその次に流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。

（高速定額利用の開始及び終了）

第10条 高速定額利用は、往路通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、復路通行が完了したことをもって利用を終了したとします。利用の開始前又は利用終了後のいかなる通行も高速定額利用の対象となりません。

2 前項の定めにかかわらず、復路通行を開始する前に利用日を経過した場合は、高速定額利用が終了したものといたします。

（高速定額利用の利用方法）

第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、お申し込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。

2 料金所を通過するときは、お申し込み時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

3 入口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で入口通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所において料金精算機を利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートICを利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。

4 出口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したETCカードをお渡しください。料金精算機を利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。

（料金及び請求）

第12条 本プランの料金は、別表3に定めるとおりです。

2 当社は、高速定額利用料金とお買い物券料金を分けて請求いたします。なお、お買い物券料金にかかるクレジットカードの明細書上のご利用日付は実際のご利用日のおおむね2～3週間後の日付となります。

3 当社は、高速定額利用の対象となる通行全体に対して本プランの高速定額利用分の料金を一括して請求します。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器、ETC車載器、「ETC利用照会サービス」等の料金表示等は通常料金となりますが、高速定額利用の対象となる通行については請求時には本プランの高速定額利用分の料金をお支払いいただきます。ただし、区間外料金が発生している場合には、別途当該区間外料金をいただきます。

4 高速定額利用料金の請求において、クレジットカード会社又はETCカード事務局（ETCパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。ETCマイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。

5 ETCパーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。

6 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

第13条 高速定額利用に、ETCマイレージサービス以外の割引（ETC時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。

2 ETCマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）については、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。

3 お申し込み時に登録したE T Cカードに、E T Cマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。

4 E T Cマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。

5 お買い物券料金のお支払いに金券の使用、割引サービスの利用等はできません。

（高速定額利用の適用対象外及び無効）

第14条 各通行が次の各号の一に該当するときは高速定額利用の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。

- 一 申込時に登録したE T Cカードを用いずに通行料金をお支払いになったとき
- 二 申込時に登録した車種以外の車種で利用になったとき
- 三 利用日以外の日に入口インターチェンジを流入及び出口インターチェンジを流出したとき
- 四 復路通行において、利用日に入口インターチェンジを流入し、利用終了日の翌々日までに出口インターチェンジを流出しなかったとき
- 五 往路通行、周遊通行又は復路通行以外の通行（高速道路の通行止めにより、往路通行又は復路通行の途中で流出及び再流入を行った場合の通行を除きます。）を行ったとき
- 六 往路通行又は復路通行において、最短経路の2倍を超える距離の経路の通行を行ったとき
- 七 往路通行又は復路通行を2回以上行った場合の2回目以降の通行
- 八 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、かつ、流出する通行で、周遊エリア以外の経路を利用したときにおける、当該経路に係る通行

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、高速定額利用のお申し込みを無効とし、利用日における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

- 一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたE T C車載器が取り付けられていない車両で通行したとき
 - 二 申込時に登録した1枚のE T Cカードを利用日に2台以上の車両に使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除きます。）
 - 三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用したとき
- 3 本プランのお申し込みが次の各号のすべてを満たさない場合は、高速定額利用のお申し込みを無効とし、利用日における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

- 一 本プランの利用時に有効なE T Cカードを登録していること
- 二 お申し込み事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと
- 三 お申し込み時に登録したE T Cカードの名義が本プランの申込者と同一であること

（お買い物券の利用拒否）

第15条 次の各号の一に該当するときはお買い物券の利用をお断りします。

- 一 申込確認書を偽造したとき
- 二 第8条第1項に定めるスマホ・タブレット画面認証での引換以外でお買い物券を引換えするとき
- 三 第8条第1項に定めるスマホ・タブレット画面を提示した際に、引換完了経過時間が30分を経過した場合、スマホ・タブレット画面表示の時間表示が点滅していない場合及び既に引換手続きが完了済みの旨の表示がなされている場合
- 四 すでに交換を行っているとき
- 五 第16条に規定する解約を行ったとき（なお交換をした場合は、お買い物券料金を請求します。）

（解約等）

第16条 本プランのお申し込み者は、利用可能期間の最初の出口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の24時までに限ります。）に、当社インターネットホームページにおいて本プランを解約することができます。この場合、高速定額利用のお申し込み又はお買い物券のお申し込みのいずれか一方のみの解約をすることはできません。

2 前項に基づく解約が行われない場合であっても、次に掲げる場合においては当該各号に定める解約がされたものとします。

一 往路通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、かつ、第8条に定めるお買い物券の引換えを受けなかった場合は、高速定額利用とお買い物券とも遡って解約がされたものとします。

二 往路通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、かつ、第8条に定めるお買い物券を引換えした場合は、高速定額利用のみ遡って解約がされたものとします。

3 往路通行を行った場合は、お買い物券引換えの有無にかかわらず、お買い物券料金の払戻しをいたしません（当社又は株式会社 JTB コミュニケーションデザインの責による場合を除きます。）。ただし、インターネット又は電話にてお申し出があった場合に限り、お客さまが指定する住所に株式会社 JTB コミュニケーションデザインからお買い物券を配送いたします。なお、この場合の配送費用はお客さまのご負担となります。

また、お申し出の有効期間は利用日から2か月間、配送されたお買い物券の有効期間は2021年2月28日までとなります。

4 往路通行を行った場合は、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金はいりません。通行した区間の通行料金とお買い物券料金の合計額が本プランの料金を下回る場合でも、払戻し又は差額の返金は一切行いません。

（個人情報の保護）

第17条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

2 当社は、第8条に定める方法により申込確認書をお買い物券として利用するための手続きに必要な範囲で、株式会社 JTB コミュニケーションデザインに対し、本プランを申込されたお客様の氏名、申込プラン名称、利用日を提供いたします。

（免責事項）

第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が受けた被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
- 三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本プランの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき
- 四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
- 五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき

(規約の変更)

第19条 当社は、本規約を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。

3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表 1 : お買い物券の利用可能な対象施設

No	施設名	市町村	備考
1	東山スカイタワー	名古屋市	引換施設
2	日本料理 宝善亭	名古屋市	引換施設
3	エスカ駐車場 及び エスカ地下街	名古屋市	引換施設
4	名古屋テレビ塔 ※2020 年秋リニューアル・オープン	名古屋市	引換施設
5	セントラルパーク駐車場	名古屋市	引換施設
6	瀬戸蔵	瀬戸市	引換施設
7	国宝犬山城	犬山市	引換施設
8	漬処壽俵屋 扶桑總本家（ふそうそうほんけ）	扶桑町	引換施設
9	漬処壽俵屋 犬山庵（いぬやまあん）	犬山市	引換施設
10	漬処壽俵屋 香味茶寮 犬山井上邸	犬山市	引換施設
11	尾張旭まち案内	尾張旭市	引換施設
12	御菓子処 鶴の家	豊明市	引換施設
13	マリーヌ洋菓子店	豊明市	引換施設
14	えびせんべいの鯛祭りひろば	南知多町	引換施設
15	えびせんべいの里美浜本店	美浜町	引換施設
16	カクキュー八丁味噌の郷	岡崎市	引換施設
17	九重味淋 石川八郎治商店	碧南市	引換施設
18	えびせん家族本店	碧南市	引換施設
19	ありがとうの里	碧南市	引換施設
20	茶々屋南山園（アピタ安城南店）	安城市	引換施設
21	茶々屋南山園（ヴェルサウォーク西尾店）	西尾市	引換施設
22	松鶴園 本店	西尾市	引換施設
23	ヤマサ ちくわの里	豊川市	引換施設
24	えびせんべいとちくわの共和国	豊川市	引換施設
25	蒲郡オレンジパーク	蒲郡市	引換施設
26	蒲郡海鮮市場	蒲郡市	引換施設
27	道の駅田原めっくんはうす	田原市	引換施設
28	道の駅あかばねロコステーション	田原市	引換施設
29	ヤマザキマザック美術館	名古屋市	
30	徳川美術館	名古屋市	
31	名古屋城	名古屋市	
32	トヨタ産業技術記念館	名古屋市	
33	料理旅館なごや花亭美よし	名古屋市	
34	有松・鳴海絞会館	名古屋市	
35	金銀花酒造株式会社	一宮市	
36	後藤サボテン	春日井市	
37	博物館 明治村	犬山市	

No	施設名	市町村	備考
38	野外民族博物館リトルワールド	犬山市	
39	日本モンキーパーク	犬山市	
40	あいち航空ミュージアム	豊山町	
41	あま市七宝焼アートヴィレッジ	あま市	
42	蟹江町観光交流センター 祭人(sai-to)	蟹江町	
43	半田赤レンガ建物	半田市	
44	INAX ライブミュージアム	常滑市	
45	chitacotton478	知多市	
46	南知多ビーチランド&南知多おもちゃ王国	美浜町	
47	岡崎城・三河武士のやかた家康館	岡崎市	
48	本宮山自然休養村 男川やな	岡崎市	
49	えびせん家族碧南中央店	碧南市	
50	えびせん家族高浜店	高浜市	
51	えびせん家族安城店	安城市	
52	えびせん家族岡崎南店	岡崎市	
53	えびせん家族西尾店	西尾市	
54	えびせん家族知立店	知立市	
55	えびせん家族豊田メグリア本店	豊田市	
56	西条園あいや本店	西尾市	
57	株式会社 葵製茶	西尾市	
58	三州足助屋敷	豊田市	
59	城跡公園 足助城	豊田市	
60	百年草	豊田市	
61	旭高原 元気村 げんき館	豊田市	
62	天然ラドン温泉 寿楽荘	豊田市	
63	旬樹庵 紫翠閣とうふや	豊田市	
64	味のヤマスイ山本水産	蒲郡市	
65	ラグーナテンボス「ラグナシア」	蒲郡市	

※No. 1～28 の施設は、お買い物券の引換え場所となります。（お買い物券のご利用も可能）

※お買い物券の利用内容はNE X C O中日本公式W e b サイトでご確認ください。

※営業時間・休業日は各施設のホームページでご確認ください。

※新型コロナウイルスの影響により、営業時間の短縮や店内飲食の休止などの措置を予告なく実施する場合がありますので、利用の前に必ず店舗の最新情報をご確認ください。

別表２：お買い物券の引換場所

No	施設名	市町村	引換受付時間
1	東山スカイタワー	名古屋市	9：00-21：00
2	日本料理 宝善亭	名古屋市	11：00-15：00
3	エスカ駐車場 及び エスカ地下街	名古屋市	7：00-23：00
4	名古屋テレビ塔 ※2020 年秋リニューアル・オープン	名古屋市	未定
5	セントラルパーク駐車場	名古屋市	7：00-23：00
6	瀬戸蔵	瀬戸市	9：00-21：30
7	国宝犬山城	犬山市	9：00-16：00
8	漬処壽俵屋 扶桑總本家（ふそうそうほんけ）	扶桑町	9：00-17：00
9	漬処壽俵屋 犬山庵（いぬやまあん）	犬山市	10：00-17：00
10	漬処壽俵屋 香味茶寮 犬山井上邸	犬山市	10：00-17：00
11	尾張旭まち案内	尾張旭市	10：00-18：00
12	御菓子処 鶴の家	豊明市	8：00-19：00
13	マリーヌ洋菓子店	豊明市	10：00-20：00
14	えびせんべいの鯛祭りひろば	南知多町	9：00-16：00
15	えびせんべいの里美浜本店	美浜町	8：00-17：00
16	カクキュー八丁味噌の郷	岡崎市	9：00-16：00
17	九重味淋 石川八郎治商店	碧南市	10：30-15：00
18	えびせん家族本店	碧南市	9：30-18：30
19	ありがとうの里	碧南市	9：00-16：00
20	茶々屋南山園（アピタ安城南店）	安城市	9：00-21：00
21	茶々屋南山園（ヴェルサウオーク西尾店）	西尾市	9：00-21：00
22	松鶴園 本店	西尾市	10：00-17：00
23	ヤマサ ちくわの里	豊川市	9：00-18：00
24	えびせんべいとちくわの共和国	豊川市	10：00-16：00
25	蒲郡オレンジパーク	蒲郡市	10：00-16：00
26	蒲郡海鮮市場	蒲郡市	8：30-15：00
27	道の駅田原めっくんはうす	田原市	9：00-19：00
28	道の駅あかばねロコステーション	田原市	9：00-18：00

※引換特典はNEXCO中日本公式Webサイトでご確認ください。

※営業時間・休業日は各施設のホームページでご確認ください。

※新型コロナウイルスの影響により、営業時間の短縮や店内飲食の休止などの措置を予告なく実施する場合がありますので、利用の前に必ず店舗の最新情報をご確認ください。

別表 3 : 料金及び利用日

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 記号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用可能期間	利用券 引換日 (※1)
お買い物券 (5,000 円分) 首都圏発着 静岡西部・愛 知・岐阜周遊	①	A	<u>15,200 円</u> (内訳) [高速定額利用] 10,200 円 [お買い物券] 5,000 円	<u>13,100 円</u> (内訳) [高速定額利用] 8,100 円 [お買い物券] 5,000 円	利用開始日 から 連続する 最大 3 日間	左記の 高速定額 利用可能期間 のうち 1 日
お買い物券 (2,000 円分) 首都圏発着 静岡西部・愛 知・岐阜周遊			<u>12,200 円</u> (内訳) [高速定額利用] 10,200 円 [お買い物券] 2,000 円	<u>10,100 円</u> (内訳) [高速定額利用] 8,100 円 [お買い物券] 2,000 円		左記の 高速定額 利用可能期間 のうち 1 日 ※2
お買い物券 (5,000 円分) 静岡・富士発着 静岡西部・愛 知・岐阜周遊	②	B	<u>12,200 円</u> (内訳) [高速定額利用] 7,200 円 [お買い物券] 5,000 円	<u>10,700 円</u> (内訳) [高速定額利用] 5,700 円 [お買い物券] 5,000 円	利用開始日 から 連続する 最大 3 日間	左記の 高速定額 利用可能期間 のうち 1 日
お買い物券 (2,000 円分) 静岡・富士発着 静岡西部・愛 知・岐阜周遊			<u>9,200 円</u> (内訳) [高速定額利用] 7,200 円 [お買い物券] 2,000 円	<u>7,700 円</u> (内訳) [高速定額利用] 5,700 円 [お買い物券] 2,000 円		左記の 高速定額 利用可能期間 のうち 1 日 ※2

※1 第 16 条第 3 項に記載の場合を除く。

※2 引換日は土日祝に限る。

別表４：高速定額利用（発着エリア）

番号	対象道路	対象区間
①	中央自動車道	高井戸 IC～相模湖 IC
	東名高速道路	東京 IC～御殿場 IC
	首都圏中央連絡自動車道	八王子西 IC～茅ヶ崎 JCT
	新東名高速道路	海老名南 JCT～御殿場 IC（未開通区間は開通後適用）
	新湘南バイパス	全線
	小田原厚木道路	全線
	西湘バイパス	全線
②	東名高速道路	富士 IC～焼津 IC
	新東名高速道路	新富士 IC～島田金谷 IC、新清水 JCT～清水 JCT
	中部横断自動車道	富沢 IC～新清水 JCT

別表５：高速定額利用（周遊エリア）

記号	対象道路	対象区間
A	東名高速道路	静岡 IC～小牧 IC、名古屋瀬戸道路（日進 JCT～長久手 IC）（別途名古屋瀬戸道路料金が必要）
	名神高速道路	小牧 IC～関ヶ原 IC
	新東名高速道路	新静岡 IC～豊田東 JCT、浜松いなさ JCT～三ヶ日 JCT
	中央自動車道	土岐 IC～小牧 JCT
	東海北陸自動車道	一宮 JCT～岐阜各務原 IC
	東海環状自動車道	五斗蔭スマート IC～豊田東 JCT、大野神戸 IC～養老 IC、大安 IC～新四日市 JCT
	伊勢湾岸自動車道	豊田東 JCT～四日市 JCT
	新名神高速道路	四日市 JCT～菰野 IC
	名古屋第二環状道	名古屋南 JCT～名古屋西 JCT、名古屋 IC～上社 JCT
	東名阪自動車道	名古屋西 JCT～四日市東 IC
B	東名高速道路	大井川焼津藤枝スマート IC～小牧 IC、名古屋瀬戸道路（日進 JCT～長久手 IC）（別途名古屋瀬戸道路料金が必要）
	名神高速道路	小牧 IC～関ヶ原 IC
	新東名高速道路	森掛川 IC～豊田東 JCT、浜松いなさ JCT～三ヶ日 JCT
	中央自動車道	土岐 IC～小牧 JCT
	東海北陸自動車道	一宮 JCT～岐阜各務原 IC
	東海環状自動車道	五斗蔭スマート IC～豊田東 JCT、大野神戸 IC～養老 IC、大安 IC～新四日市 JCT
	伊勢湾岸自動車道	豊田東 JCT～四日市 JCT
	新名神高速道路	四日市 JCT～菰野 IC
	名古屋第二環状道	名古屋南 JCT～名古屋西 JCT、名古屋 IC～上社 JCT
	東名阪自動車道	名古屋西 JCT～四日市東 IC